

ブロック塀そのまま 大丈夫 ですか



ブロック塀等の撤去を考えているあなた、

補助金が出ます。



撤去費 ➡ ^{最大} **20**万円

新設費 ➡ ^{最大} **25**万円

詳細は裏面をご覧ください

補助の条件

- (申請者) ○ 市税を完納していること。
- (対象) ○ 道路等に沿っている、または、転倒した際に道路等に影響を及ぼすものであること。
○ 道路等からの高さ80cm以上かつ2段以上であること。
- (撤去費) ○ 道路沿いの倒壊の危険性のあるブロック塀等をすべて撤去すること。
ただし、道路からの高さ80cm未満または1段となるものは除く。
- (新設費) ○ 道路沿いの倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去した跡地に、速やかに地震に対して安全な塀を新設すること。(※1、2、3)

※1 幅員が4m未満の道路（建築基準法第42条第2項道路）沿いにおいて、ブロック塀等を撤去後に「安全な塀」を新設する場合は、後退した位置（道路中心から2mまたは道路対面から4m）を新設位置とすること。

※2 「安全な塀」とは金属製フェンス（メーカーの仕様に基づき設置したもの）または生垣（別途設置基準あり。詳細はお問い合わせください。）をいう。

※3 新設費の補助申請をする場合は、撤去費補助申請と同時に行うこと。

ブロック塀等とは

ブロック塀・石塀・レンガ塀
万年塀・その他これらに類する塀

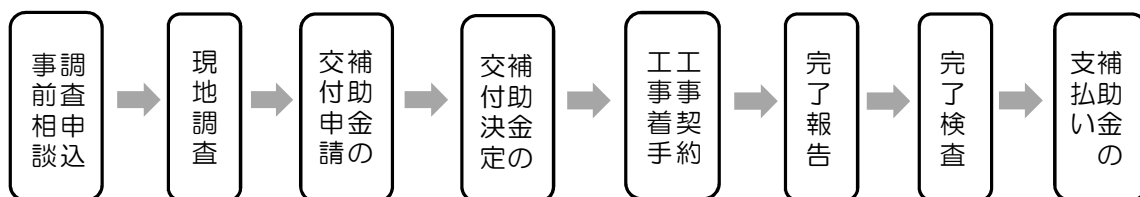
道路等とは

建築基準法上の道路
その他市長が認める道路
緊急避難場所

補助額・率

道路沿いの「ブロック塀等」を撤去する場合	(上限) 20万円
「撤去するブロック塀等の延長に14,000円/mを乗じた基準額」と「撤去工事費」とを比較していずれか少ない額の2/3以内	
道路沿いの「ブロック塀等」を撤去した跡地に、安全な塀を新設する場合	(上限) 25万円
「新設する安全な塀の延長に38,400円/mを乗じた基準額」と「新設工事費」とを比較していずれか少ない額の2/3以内	

補助事業の手続



◇ブロック塀等撤去・改善工事について、2～3社から見積を取ることをおすすめしています。

ご注意ください！

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。
手続きをする前に業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。
実績報告は、交付決定した年度の1月末までに提出してください。

<担当窓口>

● 浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 4階
TEL 053-457-2473

※予算がなくなり次第、受付終了となります。R7年6月